

# 専門調査会で出された意見等の整理

平成 23 年 6 月  
消費者庁企画課

## 集団的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等

### 第一段回目の手続で確認する事項(共通争点)について

- ・ ひとつの訴訟において共通争点はひとつとは限らず、いくつかの共通争点ごとに階層的にクラスができることは想定される。
- ・ 共通争点は幅の広い概念であり、訴訟手続の初めの段階でははっきりしないこともあり、実際に訴訟においては相手方の出方を見てみないと分からない場合もある。それゆえ、争点整理を行うなど、共通争点をはっきりさせる過程が必要ではないか。
- ・ 共通争点について、原告は訴えの提起時に確認を求める事項についてある程度明らかにする必要があり、争点整理の段階まで、特定しなくてもよいということにはならないのではないか。
- ・ 共通争点の対象としては、法律問題だけでなく、事実の問題も含まれるように思われる。
- ・ 共通争点の概念については、A 案と B 案とでは異なるように思われ、B 案では、一段階目の判決の効力が有利にも不利にもクラスメンバーに及ぶことから、既判力の中身が確定している必要があることから、A 案に比して共通争点は特定されている必要があると思われる。
- ・ 共通争点は訴訟の過程において変わり得ることがあるとしても、当事者の公平性の観点からできるだけ早い段階で決めるべきである。
- ・ 何が共通争点であるかは、個々の検討していき、こういった範囲が共通争点の根幹であるかという点のコンセンサスが必要ではないか。
- ・ 因果関係や損害論については、いろいろな場合を想定する必要があるので、共通争点を設定することは困難ではないか。
- ・ 事実を確認の対象としても、主要事実レベルでよいのか、間接事実レベルまでのものでよいのかということが問題になり、間接事実でもよいとすると際限なく確認の対象が広がり確認が困難になるのではないか。
- ・ 共通争点といってもある一定の法律に基づいて無効であるということと、当該契約条項の無効ということは、別の問題であり、今後検討をしなければならないのではないか。
- ・ 共通争点の確認といった場合、共通争点は、事件類型によっては法律関係そのものではなく要件事実のひとつであることがある。そのようなものの確認が望ましいのかどうかあるいはそういうことが訴訟制度として困難性や問題を伴わないのかどうかという点は意識して議論していく必要があるように思う。

### 第一段階目の判決の効力について

- ・ A 案については第一段階で共通争点について一定の判断があり、それは手続外の者に事実上の影響は及ぶかもしれないが、手続参加者のみに法的効果を与えるものであり、これは通常の訴訟でも同じことが言えるのではないか。
- ・ 公平の見地や一回的解決を図るために同じような訴訟が提起されないように合理的な何らかの制限を行うことはやむを得ないが、不当に共

通争点の判断に対する拘束が及ぶ範囲が広がるようにすべきではないと考える。

- ・ 一段階目の手続で攻撃防御を尽くした以上、二段階目の手続に加入した消費者との間でも、従わなければならないことはあり得るが、その前提として、手続のはじめの段階でどの範囲の消費者を対象となるかといったことが明確になっていることが必要ではないか。
- ・ 一段階目の判決の効力が及ぶのは、「紛争全体を見越した上で、攻撃防御を尽くすことができた」ことが重要であり、そのためには仮に敗訴した場合にどこまで責任が及ぶのかを見越した上で攻撃防御を行える必要がある。
- ・ 一段階目の判決効が片面的に及ぶとすると、被告側にメリットはないことは確かであるが、一段階目で十分に信頼のおける者が、きちんと手続を進行した上での敗訴であれば、一般の消費者が別途訴訟を提起することはまずないように思われる。
- ・ 共通争点を確認する手続によって審理を糾合することは、審理の効率化に資すると思われるが、その前提としては、一段階目の判決の効力が全ての対象者に及ぶことが前提ではないか。

## 和解について

### 【総論】

- ・ 和解についての規律をどうするかは、訴訟法上の規律ということはまず考えられず、仮に何か設けるとすれば、手続進行主体の行為規範や行為義務のようなものとして規律を設けるかという観点からの検討が必要ではないか。
- ・ この制度において、手続進行主体に一定額を支払って解決することを含めて、多義的な和解が十分あり得ると思われ、和解の可能性については幅広く考えていいのではないか。なお、不適切な和解を防ぐための一定の基準は当然あるべきだと思われる。
- ・ 裁判所の関与の在り方については、誰が手続進行主体になるかということにも関わってくるものであり、手続進行主体を行政が認定し監督する場合には、行政機関が和解の合理性について監督するということもあり得るのではないか。
- ・ 個々の消費者との間で債務名義を作るという観点から、二段階目の簡易な手続を利用する必要がある場合があるのではないか。
- ・ 例えば、ある条項が無効であることを確認するということの和解は、実体法上そのような契約を結んだといえるかもしれないが、履行手段があるのかよく分からず、和解とはいえないのではないか。
- ・ この制度において、二段階目に進めない和解というのは意味がないと思われる。ただし、二段階目の手続に進まないような和解ではなく、二段階目に進むことを前提とした和解であるならば、それにふさわしい和解内容を考えるべきである。そうでないと、一部の消費者との間での紛争解決に制度が使われるのではないだろうか。
- ・ 当事者間の合意によって訴訟上の和解で解決するという形にしても、それほど不当な結果にはならないのではないか。むしろこのような解決の方策も許して、個々の事案に適合した柔軟な権利救済を図っていく方がメリットは大きいように思われる。
- ・ 和解が成立しても実際に履行されなければ意味はなく、強制力を伴う和解にすべきと思われる。
- ・ 共通争点に対する判断が確定した場合は、原告、被告双方に和解の機運が高まるだろうから、集合的な訴訟手続が和解を実現するためのものであるという観点を踏まえ検討すべきである。
- ・ 法律的な専門知識があれば、同時に消費者の代表者であるということは難しく、弁護士倫理だけで不当な和解を抑止できるかどうかは疑問である。

- ・ どの手続モデルとしても、同じような被害者が次から次に出てくるのではきりが無いから、どこかで区切りを付けるような仕組みにしないと和解による解決は難しいように思われる。
- ・ 和解による解決を促すために資料提出について規定を置く場合、強制力がないものであったとしても、そういう規定があれば、手掛かりにはなり得、また相手の企業などにとっても一種のプレッシャーとなり、規定を置く意味は十分あると思われる。
- ・ 和解による解決を促すためには、抽象的な訓示規定だけでどれほどの意義があるのか疑問の余地があるのではないか。
- ・ 和解による解決を促進するために、例えば名簿などを提供するとなると、個人情報保護の観点から問題とされることがあり得、この点については何らかの手当てが必要である。

### 【一段階目の和解について】

- ・ 一段階目の審理において当事者間で何らかの和解の機運が高まった場合において、適切な和解がなし得るようにするという方向性は賛同するが、明らかに不適切なものについては排除し得るような手当ては必要であると思われる。
- ・ A案の場合、手続進行主体は処分すべき権利というものを持っていないように思われ、一段階目で和解を行ったとしても、それは訴訟上、あるいは実体法上の和解として成立するのかという問題がある。
- ・ A案の場合、第一段階目の訴訟当事者となっていない対象消費者の関係で、和解が何ら拘束力を生じないことについては、理論的には自然であり、その和解の実効性をどのように確保していくのが重要な課題である。
- ・ 被告側にとって、共通争点の確認のみではメリットがなく、消費者を取り込んだ形での解決でなければ、和解をしたいという判断にはなかなか至らないのではないか。
- ・ 被告である事業者の側から見ると、大多数の消費者との関係でその紛争が解決されるという見込みがなければ、おそらく和解には応じないと思われる。それゆえ、和解を促進するためには、大多数の消費者の紛争が和解によって解決されることが可能となるような基盤をできるだけ整備する必要があるのではないか。
- ・ A案においては、和解で免責を定めてもその効果が対象消費者に及ばないのが弱点であり、訴訟進行権者に対象消費者から授権がなされ、これらの者との間でも和解が実現するといった、被告から見ても信頼できるような仕組みを構築することが、A案において和解を実効的にする最大のポイントではないか。
- ・ 第一段階でいわゆる本来の意味での和解ができるような制度を作るためには、A案でもオプト・アウト型の制度を一段階目のどこかで組み合わせるか、あるいはオプト・インの制度を組み合わせるかしかないのだが、その場合は二段階型の制度の議論とは異なってくることを意識すべきである。
- ・ B案のようなオプト・アウト方式というのも、和解の場面においてはオプト・アウト的に和解ができれば、その和解によってリスクの上限を確定していくことが可能となり、事案によっては被告事業者とも一定のメリットがあるといえるのではないか。
- ・ 第一段階における手続進行主体と被告事業者との合意は、手続進行主体が合意に関する授権を消費者から受けていない以上、実際に被害を受けた消費者には全く効力が及ばないはずであり、訴訟進行主体が和解をすることは何らかの手当てがない以上、本来はあり得ないのでは

- ないか。また、全ての消費者から授権がない限り、手続追行主体と被告事業者との合意で紛争の全てが解決したともいえないのではないか。
- ・ 被告が、責任原因が認められていないにもかかわらず、費用対効果の観点から和解することを防ぐような手段が必要である。
- ・ 和解については重要な点であるので、和解ができるような制度設計をすべきである。特に二段階方式においては、一段階目の手続でも和解ができるようにするべきである。

### 【二段階目の和解について】

- ・ 二段階目の和解は、第一段階目の手続追行主体が請求を取りまとめ、和解をしていくという観点が全体的解決を確保するために必要ではないか。その際、和解を成立させるかどうかについて何らかの形で個々の対象消費者の意思を確認した方が対象消費者にとっても、手続追行主体にとってもよいのではないかと思われる。また、場合によっては消極的な意思確認、つまり異議がなければ成立させてよいという形の簡易な意思確認というスキームがあってよいのではないか。
- ・ 和解案が成立した段階で和解内容を一定期間公示して、それに対する意見を述べる機会を保障することは必要ではないか。そこでは、単に和解案について意見を述べるだけでなく、和解案に対して積極的な提案をするということも認めてよいように思われ、更に加えて裁判所による和解の認可が必要とする考え方もあるのではないか。
- ・ 何らかの公示・通知等を和解の成立要件として考えるかどうかは、手続追行主体を一定の主体に限定した上で一定の注意義務、善管注意義務といったものを課すこととし、情報提供等をどの程度行うかということについては、手続追行主体の判断に委ねて、訴訟手続上は必ずしも要件にしないという、規律の仕方もあり得るのではないか。

### その他

#### 【他の手続追行主体による再訴について】

- ・ A案において、一回的解決を図る点を重視するとB案に近くなっていくことになると思われるが、訴訟提起の回数が無限に可能であるとすると事業者への負担が大きく、この点は考慮すべきである。
- ・ 同一事案について繰り返しの訴訟を避ける規律が必要であるという考えは、今の差止訴訟の制度の議論に引きずられているのではないか。
- ・ 損害賠償型の訴訟制度について、同一事案性は差止訴訟に比べ単純ではなく、同一事案の再訴禁止の規律を置いたとしても、どれほど効果をもつか分からないものであるし、憲法上の権利の保障との兼ね合いがあり、理論上再訴は一定程度可能となる事は避けられないのではないか。
- ・ 紛争の一回的解決を指向するのであれば、再訴の禁止の議論を行うよりも、併合の仕組みを考えていく方が現実的ではないか。
- ・ 実質的に判決の効力が片面的に及ぶとすれば、再度の訴えを制限する仕組みは当事者対等の観点から必要ではないか。